

## 前漢における皇帝と軍隊の関係について

——皇帝による軍事指揮権行使の様相を中心に——

小林 文 治

はじめに

前漢を建国した劉邦は、秦末の動乱に乗じて沛県において挙兵し、家臣団を客・舎人・中涓といった身分につけていわゆる劉邦集団を形成し、自身はその軍事指揮官となった。<sup>(1)</sup>軍事指揮官としての劉邦がまず第一に重視したものは家臣団をいかに統御し、戦争に駆り立てるかという点である。前漢建国後においても、功臣達に対する論功行賞において評価の基準となったのは基本的に軍功であり、ここで評価された功臣達は高祖崩御後も前漢国家の様々な局面で大きな影響力を持ち続けていくことになる。このように考えると、劉邦と功臣達の結びつきを考察する際はその軍事

的側面を重視する必要があると言えよう。

以上のような展開のなかで当時の軍事行動の特徴を挙げるとすれば、秦末の反乱から楚漢抗争期を経て前漢建国に至るまで、一貫して劉邦が漢軍の総指揮官であったことであろう。劉邦のように君主自身が軍隊を直接率いるという状態は、実は古代中国では稀であった。例えば秦では戦国秦から統一秦にかけては將軍などの軍事指揮官に軍事指揮が一任され、君主が直接軍隊を率いることはなかった。従って劉邦が自ら軍隊を指揮している時期はそれ以前とは異なる状況下で戦争が行われていたことになる。そして前漢における軍隊はまさにこのような劉邦の軍を出発点として展開してゆくのである。従って劉邦集団に端を発する歴史的展開、なかならず劉邦を嚆矢として各皇帝がどのよう

に軍隊を動かしていたかという点だが、前漢における軍隊の性質を検討する鍵となるのではないだろうか。そこで本稿では、前漢の皇帝はどのように軍隊を動かしていたかを特に高祖・恵帝・呂后・文帝に焦点をあてて考察する。この時代は景帝・武帝以降に進展するとされる中央集権化の前段階としても重要であるので、その歴史的展開を追うことが特に必要と言える。

## 第一節 高祖の軍事的強権

高祖劉邦がどのように軍隊を動かしていたか検討する際、その起点となる沛県での挙兵から楚漢抗争期に至るまでの一連の軍事行動の状況について触れる必要がある。何故ならば、劉邦の軍隊指揮は沛県での挙兵後、家臣団を率いてからの軍隊指揮が基礎となつていふと考えられるからである。いわゆる劉邦集団の性質については従来様々に解釈されてきたが、<sup>(2)</sup>少なくとも劉邦を軍事指揮の頂点とし、家臣は劉邦の命により動いていたことは確かである。この点は項梁・項羽を中心とする楚国に帰順し、楚軍の一翼を担うことになつた後や、漢王国建国後も同様である。

漢王国建国後、漢王劉邦は漢軍の総指揮官として自身の兵を率いることになつた。そこで正式に項羽に対抗する意

志を表明し、楚漢抗争が始まつたが、<sup>(3)</sup>漢軍の配置を見ると、漢王は自身が直接指揮する軍を率いながらもしばしば別働隊を派遣して楚軍と対峙している。ではその別働隊はどのような形式で漢王からの命令を受け、行動していたのだろうか。ここでは別働隊の将の例として韓信の行動を見てみたい。韓信は劉邦により大将に任じられると独自に軍事行動を展開した。例えば『史記』卷九二淮陰侯列伝に

信、兵を引きて東し、未だ平原を渡らずして、漢王の酈食其をして已に説きて齊を下せしむるを聞く。韓信、止まんことを欲す。范陽の辯士蒯通、信に説きて曰く「將軍、詔を受けて齊を撃つ。而れども漢、獨り間使のみを發して齊を下す。寧ぞ詔有りて將軍を止めんや。……」と。

とある。これは韓信が漢王三年に張耳とともに趙を討つた翌年、齊を平定せんと兵を向けた際の記述である。当時、漢王は韓信に齊を討つ命令を出す一方、酈食其を齊に派遣していた。この状況下で、弁士蒯通が韓信に齊を討つことの正当性を説いている。そこで韓信が「詔を受けて齊を撃つ」つていふことが触れられている。つまり漢王から韓信に伝えられた命令は詔の形式をとっており、その内容は「齊を撃つ」ことなのである。これより韓信は漢王からの詔に従つて行動していることがわかる。このように高祖が

詔を發して家臣を統御する例は史料上に散見し、<sup>(4)</sup> 當時の一般的な形式であったと言える。

劉邦が項羽を撃つて前漢が建国されると、家臣団は中央政府など的高官となつて彼を支え、劉邦と家臣団は皇帝と臣下の関係となる。では劉邦が皇帝位に即いた後に軍事行動が起きた場合、劉邦はどのように軍隊を指揮し、家臣団はどのように動いたのだろうか。

高祖期に起きた軍事行動は、そのほとんどが反乱鎮圧を目的としたものである。周知のごとく、前漢建国直後の高祖期は、即位直後から崩御の直前まで諸侯王などの反乱が相次ぎ、安定しない状況であった。その反乱を列挙すると以下のようになる（出典は全て『史記』卷八高祖本紀）。

①高祖五年、燕王臧荼の反乱<sup>(5)</sup>

十〔七〕月、燕王臧荼、反し、攻めて代の地を下す。

高祖、自ら將いて之を撃ち、燕王臧荼を得。即ち太尉盧縮を立てて燕王と爲す。丞相噲をして兵を將いて代を攻めしむ。

②高祖五年、利幾の反乱

其の秋、利幾、反す。高祖、自ら兵を將いて之を撃ち、利幾、走る。利幾は、項氏の將なり。項氏、敗れるや、利幾、陳公と爲り、項羽に随わず、亡げて高祖に降る。高祖、之を潁川に侯たらしむ。高祖、雒陽に

至るや、通侯の籍を擧げて之を召し、而して利幾、恐れ、故に反す。

③高祖六年、匈奴侵攻及び韓王信の謀反<sup>(6)</sup>

七〔六〕年、匈奴、韓王信を馬邑に攻め、信、因りて與に謀りて太原に反す。白土の曼丘臣・王黄、故の趙將趙利を立てて王と爲して以て反し、高祖、自ら往きて之を撃つ。

④高祖一〇年、趙相国陳豨の反乱<sup>(7)</sup>

八月、趙の相国陳豨、代の地に反す。上曰く「……」と。九月、上、自ら東のかた往きて之を撃つ。

⑤高祖一一年、淮南王黥布の反乱

秋七月、淮南王黥布、反し、東のかた荊王劉賈の地を并せ、北のかた淮を渡り、楚王交、走りて薛に入る。高祖、自ら往きて之を撃つ。

傍線部で示したように、以上の反乱では高祖は例外なく自ら軍を率いて鎮圧を行つてゐることがわかる。ただし高祖一二年に燕王盧縮が匈奴と密通を謀つたことに対しては、高祖はこれを反乱とみなし、当時相国であった樊噲を派遣している。<sup>(8)</sup> もつともこの時高祖は病が重く、自ら軍を率いることは不可能であったため、樊噲を漢軍の総指揮官として派遣していることから、この例は特殊な事例と見なすべきである。すると高祖期の軍事行動では、高祖が自ら

軍隊を指揮するのが通例となっていたことになる。このような状況は『史記』卷九八蒯成列伝に

上、自ら陳豨を撃たんと欲するや、蒯成侯、泣きて曰く「始め秦、攻めて天下を破るも、未だ嘗て自ら行かず。今、上、常に自ら行く、是れ人の使う可き者無きが爲めならんや」と。

とあることから確認できる。ここでは前漢建国の功臣の一人である蒯成侯周緜が陳豨の反乱鎮圧に向かう高祖に語るなかで「始皇帝は未だかつて親征を行ったことはなかったが、高祖は常に親征を行っている」ことに触れている。この記述は一切親征を行わなかった始皇帝と常に親征をしている高祖を対比することによって、高祖の親征は当時の常態ではあるが特殊なケースであることを示唆していると解されよう。すなわち、秦では始皇帝の六国統一以前より、君主が直接軍隊を率いずに将軍に軍事指揮を一任させる形式ができあがっていた。この点は多くの将軍が常に軍隊の総指揮官となっていたことから確認できる。その一方で、前漢高祖期の軍隊は劉邦が秦末に沛県で挙兵した個人的な集団を出自としていたために、秦のように将軍に軍事指揮を一任させる形式が整っていなかった状況が推察されるのである。

このような前漢高祖期の軍隊の状況は、高祖が秦末の反

前漢における皇帝と軍隊の関係について

乱から常に自ら軍を率いていたことの延長線上にあるためと言える。秦末の反乱から前漢高祖期までは一貫して劉邦が漢軍の総指揮官であったため、他の者が総指揮官たりうることは例外を除いて許されなかったのである。なお反乱を起こした者に注目すると、臧荼・利幾の両者は前漢建国にさして功績があるわけではなく、高祖との関係もそれほど密ではなかったと言えるが、韓王信・陳豨・黥布は前漢建国の功臣であり、高祖との関係が深い者たちである。従って高祖が反乱鎮圧を配下に一任することは憚られ、高祖自らが鎮圧に赴く必要があったことも一因として想定できる。

このように高祖が絶対的な軍事的強権を保持していた時期は、功臣達も引き続き高祖に付き従って行動しており、軍隊の指揮命令系統が混乱する状況は起こらなかった。つまり高祖が存命しているうちは、配下の功臣達が命令通りに動き、軍隊が正常に機能していたと言える。問題となるのは、高祖が上記のような軍事指揮権を行使できなくなった時、つまり高祖が崩御した後、軍隊指揮はどのように行われたかという点である。具体的には、高祖の位を継いだ恵帝が、果たして功臣達を使役する求心力を保持できたのかという点が問題となる。

## 第二節 惠帝の皇位継承と惠帝・呂后の

### 軍事指揮権行使

惠帝による高祖の軍事指揮権継受を検討する際に注目すべきなのは、高祖に付き従っていた功臣達が、惠帝に對しどのような態度を取ったのかという点である。それをあらわす記述が『史記』卷五五留侯世家に見える。ここでは、

漢十一年、黥布、反す。上、病み、太子をして將い、往きて之を撃たしめんと欲す。……乃ち建成侯に説きて曰く「……且つ太子の俱にする所の諸將は、皆な嘗て上と天下を定めし梟將なり。今、太子をして之を將いしめば、此れ羊をして狼を將いしむるに異なること無きなり。皆な爲めに力を盡すを肯せず、其の功無きこと必ずあり……」と。

とある。ここでは黥布の反乱の際、高祖は病氣のため、後の惠帝である太子に功臣達を率いさせようとした。すると張良が連れてきた四人の賢者が建成侯呂澤に「高祖の太子が漢の功臣である諸將を率いることは、羊に狼を率いさせることと同義」であると説いている。この羊とは太子のことと、狼とは高祖の功臣達であることは明白である。この四賢者は羊（太子）が狼（功臣達）を統御することは不可

能であると述べているのである。このことを高祖は伝え聞き太子を京師守備をさせるに止めた。

この記述は当時の高祖と太子の軍事的立場をよく表していると言えよう。すなわち、当時の軍隊は高祖自身が率いないと機能しないので、もし太子が軍隊を率いるとすると、功臣達が太子の命令に従うとは限らず、反乱鎮圧に支障をきたす恐れがあった。また冒頭では高祖が太子に軍隊指揮を執らせようとしており、ここからは高祖が持っていた漢軍の指揮権を太子に継受させようとする意図が見取れる。しかしその継受自体が問題となっていることからわかるように、漢軍を指揮する権限が劉氏に自明のごとく存在したわけではなく、功臣達は高祖の命には従うが、惠帝の命に従うか否かはまた別の問題であったのである。従って惠帝にいかにも軍事指揮権を委ねるかということ、高祖の懸案のひとつであったと言えよう。

功臣達をうまく統御できなければ、惠帝及び後に皇太后として権力を握ることになる呂后の立場も危うくなる恐れがある。そのため、高祖崩御後に危険な存在となりうる功臣達をどのように処遇すべきかが議論された。『史記』高祖本紀高祖一二年条に

四月甲辰、高祖、長樂宮に崩す。四日にして喪を發せず。呂后、審食其と謀りて曰く「諸將と帝は編戸の民

爲り。今、北面して臣爲るも、此れ常に怏怏たり。今、乃ち少主に事うれども、盡く是れを族するに非ずんば、天下、安んぜず」と。人の或るもの、之を聞き、酈將軍に語る。酈將軍、往きて審食其に見え、曰く「吾れ聞くならく、帝、已に崩ざるも、四日して喪を發せず、諸將を誅さんと欲す。誠に此くの如くんば、天下、危し。陳平・灌嬰は十萬を將いて滎陽を守り、樊噲・周勃は二十萬を將いて燕・代を定む。此れ帝、崩じ、諸將、皆な誅せらるると聞けば、必ず兵を連ねて郷に還りて以て關中を攻めん。大臣、内に叛し、諸侯、外に反せば、亡ぶこと足を翹あげて待つ可かりなり」と。審食其、入りて之を言うや、乃ち丁未を以て喪を發し、天下に大赦す。

とあり、高祖崩御後、呂后とその腹心である審食其により功臣達の処遇が問題とされており、両者の間では功臣達を誅滅する計画すら持ち出されている。結局このことを聞きつけた酈商が「自分たちが誅滅されると功臣達が聞けば、彼らは一斉に關中に攻め入り天下が危うくなるだろう」と諫めたことにより計画は中止され、その後正式に高祖の喪が發せられ、同時に赦が行われた。以上のように高祖崩御後から恵帝即位前は、功臣達の行動により天下が左右されるきわめて不安定な状況にあった。結果として恵帝は無

事即位し、功臣達は恵帝に従うことになるが、ではそのような結果となった要因は何だったのだろうか。

そもそも恵帝即位にあたって功臣達の処遇が何故問題になるかという点、功臣達と前漢国家との関係が高祖との個人的な関係を前提としているからである。この点は功臣達があくまで高祖個人に対して従属する存在であった点から窺える。すると功臣達が恵帝に従うことになった要因については、高祖との何らかの個人的な取り決めがあり、それによって功臣達は恵帝に従うことになったと考えるべきではないだろうか。ではその高祖との個人的な取り決めとは何か。そこで注目されるのが古代中国における「約」の機能である。つとに増淵龍夫氏が指摘するように、古代中国では人と人の間に様々な「約」が結ばれ、人間関係の紐帯となっていた。それは軍隊においては「軍約」として機能し、指揮官は「約」を發することにより従属者に規律の遵守を強制したとされる<sup>10</sup>。劉邦集団に関しては、増淵氏は沛県での挙兵において「約」が結ばれた形跡こそ確認できないものの、何らかの「約」が結ばれ、それが劉邦集団の紐帯となっていたことを想定している<sup>11</sup>。この「約」が劉邦と功臣間の紐帯となっていたという増淵氏の指摘を参考に、功臣達が恵帝に従う根拠とは何かということ改めて考えるには以下の史料に注目される。すなわち、『史記』卷九

呂太后本紀呂后元年条に

王陵、曰く「高帝、白馬を刑して盟して曰く「劉氏に非ずして王たれば、天下、共に之を撃て」と。…」と。

とある。これは前漢郡国制の基本的前提となるいわゆる「白馬の盟」である。この盟が結ばれた後、両漢の諸侯王は原則劉氏に限定されることになる。この「白馬の盟」は両漢を通じて「高祖の約」として強制力を持つことから、いわば漢家の約とも言えるものである。<sup>(12)</sup>これは同卷一七漢興以来諸侯王年表序文に

高祖末年、劉氏に非ずして王たる者、若しくは功無く上の置かざる所にして侯たる者あらば、天下、共に之を誅す。

とあるように、高祖末年に功臣達との間で結ばれた。すると高祖は自らの死後に異姓諸侯王が存在することのないようにこの盟約を結んだことになり、この盟約は高祖崩御後有効性を持つことになる。その内容は異姓諸侯王が立った場合、みな一致団結してこれを撃たなければならないというものであるから、盟った人々（功臣達）に軍事行動を強制するものである。すると「白馬の盟」は軍事的「盟」（「約」と言えるもので、軍事的強制力を持つものである。従って「白馬の盟」は高祖と功臣達との間で交わされた個人的な「約」が、高祖崩御後、漢家の「約」に言い換えら

れるようになり、それにより功臣達は前漢王朝に対する軍事的従属を受け入れたと解することができるのである。この「白馬の盟」は異姓諸侯王を禁じるものであって、当然功臣達に恵帝に従うことを約束させるものではない。しかし上述のごとく前漢王朝に対する軍事的従属を求めらるものとするならば、本来の意図とは別に功臣達は「白馬の盟」を結ぶことにより、恵帝に従うことを結果として受け入れることになったと解することができるのではないだろうか。

この「白馬の盟」が有効性を持つためには高祖の崩御が正式に発表されなければならない。上記の高祖本紀高祖一二年条において、呂后一派が難を逃れ天下を安定させるためには喪を發することが必要とされているのは、喪を發することによって正式に高祖の崩御が周知され、それによって「白馬の盟」が有効になり、功臣が恵帝に従うことを受け入れざるを得なくなるからであろう。そうすればひとまず呂后一派は功臣に背反されることはないのである。

ただしこのように約の上では功臣達は恵帝に従うことになるとはいえ、実際にその通りに従うとは限らない。実際に約が果たされるためには、恵帝自身も何らかの行動、具体的に軍事指揮が行えることを広く誇示する必要がある<sup>(13)</sup>と考えるべきである。では恵帝はどのように軍事指揮権を誇示したのか。

軍事指揮権を行使する前提としては、まず軍事行動を起す必要がある。しかしながら『史記』呂太后本紀及び『漢書』卷二恵帝紀には軍事行動の記載がほとんどない。わずかに恵帝七年に車騎・材官を榮陽に派遣し、それを當時太尉であった灌嬰が率いたという記述が見えるが、この出来事は恵帝崩御直前に行われており、この時は既に恵帝は自ら軍隊を率いることができる状態ではなかったと考えられる。むしろこの時点でまじかに迫る恵帝の崩御が想定され、崩御後に起きる恐れのある社会不安及び不測の事態から京師周辺を守るための措置であった可能性が高い。従ってここから恵帝がどれほどの軍事指揮権を持っていたか検討することはできない。この事例を除外すると、恵帝期に外敵と戦うため、または国家保全のための軍事行動はひとつもないことになる。そのような中で注目したいのが以下の出来事である（出典は全て『漢書』卷二恵帝紀）。

① 恵帝元年

春正月、長安を築く。

② 恵帝三年

三年春、長安の六百里内の男女十四萬六千人を發して長安を城かしめ、三十日にして罷む。

③ 恵帝三年

六月、諸侯王・列侯の徒隸二萬人を發して長安を城か

前漢における皇帝と軍隊の関係について

しむ。

④ 恵帝五年

春正月、復た長安の六百里内の男女十四萬五千人を發して長安を城かしめ、三十日にして罷む。

これらの記述は長安城の建設を示したものである。これらがかねてから前漢における徭役の実態を明らかにする研究の中で注目されてきた。すなわち、国家の都城建設を中央徭役の実態と見なすことにより、中央徭役の一端を明らかにしようとするもので、これらの記述も様々に解釈されてきた<sup>15</sup>。ただし本稿で注目したいのは、この長安城建設が、恵帝にとってどのような意味があったのかという点である。結論を先に示すと、この長安城建設は恵帝の軍事指揮権誇示に利用されたと解釈できる。この点については当時の徭役運営の方法が関係している。というのも前漢の徭役は軍事系統により運営されていることがつとに指摘されているからである。代表的な論説としては藤田勝久氏の漕運事業に関する一連の研究が挙げられる。藤田氏は、漕運事業は前漢後期において北辺の軍事行動と対応して活発に行われ、「卒」と呼ばれる労働力が動員され、軍事系統により運営されていたことを指摘している<sup>16</sup>。このような土木作業が軍事系統によって運営されている例は漕運事業以外にも見え、睡虎地秦簡中の土木作業に関する記述では、県



尉などの軍事系統とされる官が徭役を監督している。このことに関して石岡浩氏も「秦律十八種」徭律の訳注において、戦国秦において徭役は軍事系統によって運営されていたことを指摘している。<sup>(17)</sup> 具体的には睡虎地秦簡「秦律雜抄」第三六八—三七〇簡に<sup>(18)</sup>

戍者城及補城、令姑(嫫)堵一歲、所城有壞者、縣司空署君子將者、貲各一甲。縣司空佐主將者、貲一盾。令戍者勉補繕城、署勿令爲它事。已補、乃令增塞埤塞。縣尉時循視其攻(功)及所爲、敢令爲它事、使者貲二甲。

戍者の城きすく及び城を補い、堵とを嫫こせしむること一歳。城きすく所、壞こつ者有らば、縣司空・署君子の將者、貲各一甲。縣司空佐主の將者、貲一盾。戍者をして勉めて城を補繕せしめ、署、它の事を爲しむること勿かれ。已に補わば、乃ち塞を増やし塞を埤へせしめよ。縣尉、時に其の功及び爲す所を循り視、敢えて它事を爲しめば、使者、貲二甲。

とあり、戍卒による築城作業の規定のなかで、県尉が築城現場を巡察すべきことが記されている。これより戦国秦の県尉は築城作業における監督官として責任を負う立場にあることがわかる。<sup>(19)</sup>

以上のことを勘案すると、徭役関係、特に築城などの土

木作業は、前漢初期においても軍事系統により管理されていたことが想定される。<sup>(20)</sup> すると恵帝期の長安城建設も軍事系統により運営されていたと見てよい。ただし長安城建設については上記の恵帝紀以外に詳細な史料がないため、<sup>(21)</sup> どのような形式でどの官が監督に当たっていたかはわからない。とはいえ都城の建設は政府が実施する国家規模の事業であるから、政府の強力な推進力なしには行えないであろう。そう考えると、この長安城建設は恵帝自身の求心力、なかんずく軍事指揮権を誇示するものとして行われたと解積できるのである。

さらに②・④は長安付近の民が、③は諸侯王及び列侯の徒隸が徵發されている点に注目したい。②・④は、漢の領域内(京師付近)より徵發されていることから、通常徭役か臨時徭役かは判然としないが漢の直轄領域内の徭役である。しかし③では徒隸とはいえ諸侯王や列侯からも労働力を供出させており、これより長安城建設は漢の直轄領域内のみならず諸侯王国・列侯国も協力が求められる国家事業であったことがわかる。従って③の実行は恵帝の求心力が漢の直轄領域のみならず諸侯王国・列侯国にも及んでいたことを示す。恵帝期、諸侯王は長沙王を除いて劉氏が封じられていたが、列侯に封じられた者の多くは前漢建国の功臣達である。従って特に列侯から労働力を供出させること

は、功臣達に対して恵帝の軍事的求心力を示すためと解されるのである。

このように大規模な建設事業に皇帝の軍事的求心力を誇示する意図があったとすると、同様の事例は呂后期にも見出される。恵帝崩御後、呂后が臨朝称制すると、宮廷内部では外戚である呂台・呂産・呂祿が将となり南北軍を管理して軍事力を握り、ここから呂氏の隆盛が始まったとされるが、外に向けて軍事指揮権を誇示する場合は問題があった。というのも呂后は女性であるので、自身が軍隊を率いることはできない。従って呂后が軍事指揮権を握るためには、外戚である呂氏一族を軍事官に任命するか、その他何らかの方法で軍事指揮権の誇示に努めなければならなかった。そこで注目したいのは以下の出来事である。『漢書』

卷三高后紀呂后六年条に

六月、長陵を城く。  
とあるように、この年呂后は高祖の陵邑である長陵を建設させている。<sup>(23)</sup>この記事に関して、県邑を建造したとする張晏の説と、長陵の執務場所である長陵城を建造したとする顔師古の説があり解釈が分かれているが、いずれにせよ土木作業が行われたことは間違いない。すると長陵建設についても如上の検討と照らし合わせれば、軍事系統の労働力により建設された<sup>(24)</sup>と解される。以上のように呂后自身は軍

を率いることができないことを考えると、長陵建設は呂后による軍事指揮権誇示としてはよい機会だったと言える。<sup>(25)</sup>

### 第三節 文帝と軍隊の関係

呂后崩御後、前漢王朝篡奪を謀る呂氏一族に対し、劉氏一族と前漢建国の功臣達は協力して呂氏を誅滅し、皇帝として代王劉恒を迎え、文帝が即位する。<sup>(26)</sup>周知のごとく、即位当初文帝及びその近臣達は依然として大きな権力を握る建国の功臣達を非常に警戒しており、呂氏一族のように武力で圧倒されてしまうのではないかと危惧していた。さらに先行研究が指摘するように、文帝即位に関しては文帝の他にも皇位継承が可能な諸侯王が存在し、文帝は自らの正統性を主張する必要もあつた。<sup>(27)</sup>従って少なくとも宮廷内の軍事指揮権をいち早く保持することは文帝にとつての急務であつた。事実、文帝は未央宮に入ったその夜、代国中尉であつた宋昌を衛將軍に任命して南北軍を掌握させ、代国郎中令であつた張武を改めて漢の郎中令に任命し、宮殿内を掌握させている。<sup>(28)</sup>この措置は近臣達を朝廷の要職に就任させて即位直後から指揮命令系統を十全に機能させ、政務を行いやすくしたものと解される。特に衛將軍による南北軍の掌握は、呂氏誅滅を経た後なので宮廷内での軍事指

揮権を重要視したあらわれであろう。では外征などの実際に軍事行動が起きた場合、文帝はどのような措置を取ったのだろうか。

文帝期における主な軍事行動は、漢に侵攻してくる匈奴への対応に関するものである。そもそも文帝期、漢は匈奴と和親を結び、匈奴との関係は比較的良好とされている<sup>(29)</sup>が、そのような状況下であっても匈奴はしばしば漢の領域内に侵入している。主なものとして文帝三年、一四年、後六年の匈奴侵入が挙げられる。三年のものは、『史記』巻一〇孝文本紀文帝三年条に

五月、匈奴、北地に入り、河南に居りて寇を爲す。とあり、その後文に

濟北王興居、帝の代に之き、往きて胡を撃たんと欲することを聞くや、乃ち反し、兵を發して滎陽を襲わんと欲す。

とある。この文帝三年の匈奴侵攻では、漢が当時丞相であった灌嬰を派遣して撃退しているが、<sup>(30)</sup>その際文帝は自ら代国に赴き匈奴を撃とうしている。ただし実際に文帝が軍を率いて匈奴と戦ったかどうかは判然としない。この文帝の対応は結果として濟北王劉興居の反乱を誘発することになるが、注目すべきは文帝が自ら軍隊を指揮しようとしていることである。この措置は文帝一四年の匈奴侵攻の際に

も見える。すなわち、同孝文本紀文帝一四年条に

十四年冬、匈奴、謀りて邊に入りて寇を爲し、朝那の塞を攻め、北地都尉印を殺す。上、乃ち三將軍を遣して隴西・北地・上郡に軍せしめ、中尉周舍を衛將軍と爲し、郎中令張武を車騎將軍と爲し、渭北に軍せしむること、車千乘、騎卒十萬。帝、親自ら軍を勞り、兵を勒して教令を申し、軍の吏卒に賜う。帝、自ら將いて匈奴を撃たんと欲するも、羣臣、諫む。皆な聽かず。皇太后、固く帝を要め、帝、乃ち止む。

とある。ここでは北地都尉が殺害されるなど匈奴の侵攻が激しかったため、文帝は三人の將軍を隴西・北地・上郡に派遣し、中尉周舍を衛將軍に、郎中令張武を車騎將軍に任命して京師周辺の守備に当たらせている。その後、文帝は自ら軍を慰勞しているが、注目すべきは「兵を勒して教令を申し」という措置である。「申し」については、同内容を記す『漢書』巻四文帝紀文帝一四年条の顔師古注は「約束」する意に解している。「教令」は軍事関係以外の史料にも散見するが、軍事関係に関して言えば『漢書』巻六武帝紀元光六年条に

用兵の法に「勤めず教えざるは、將率の過なり。教令、宣明せらるれども、力を盡す能わざるは、士卒の罪なり」と。

とある史料が参考になろう。これは武帝元光六年に匈奴が上谷郡に侵入し、車騎將軍衛青らがその対応のため出動した際、同時に派遣された驍騎將軍李広と騎將軍公孫敖が兵力を失い帰還することを強いられた。それを叱責する詔で引用されている文章である。そこには、軍隊の組織維持などを努めて行わない、部下を十分に教育しないとといったことは軍隊指揮者の過ちであり、「教令」が明らかにされているにもかかわらず力を振り絞って戦わないのは士卒の罪である、ということが述べられている。これより軍隊における「教令」は士卒が戦争で守るべき軍規に準ずるような規範・規律と推測できる。「教令」が以上のようなものであれば、文帝は軍隊、特に士卒に対して自ら規範を示し、約束を結んだと解される。しかしこのような措置は本来將軍が行うものであった。すなわち、『史記』卷六四司馬穰苴列伝に

穰苴、既に辭し、莊賈と約して曰く「旦日、日中に軍門に會せん」と。……日中なるも賈、至らず。穰苴、則ち表を仆し漏を決し、入り、軍に行き兵を勒し、約束を申明す。

とあり、春秋姜齊の將軍である司馬穰苴は軍事行動を起こす際、「軍に行きて兵を勒し、約束を申明」した。この例は將軍がどのように軍事行動を起こすのか、その具体的な

前漢における皇帝と軍隊の関係について

手順を示すものとして重要とされているが、これと文帝一四年の文帝の措置がほぼ同じ手順を踏んでいることに注目される。ただ司馬穰苴の例は春秋時代のものであり、それを前漢文帝の例と同列に扱うことには注意が必要であろう。しかしながら「兵を勒」すこと及び「約束を申」すことは、將軍が軍事行動を起こす際の最も基本的な事柄と考えられる<sup>(31)</sup>。従つて教令の内容を比較するのに必ずしも時代差を考慮する必要はないように思われる。このように考えると、少なくとも文帝が匈奴を撃退しようとする際、漢軍の指揮官たらんとしていたことは確かと言えるのである。

以上の二例はいずれも文帝が自ら軍隊を率いて匈奴を撃とうとしたものであり、文帝が軍隊に対し直接的な働きかけを重視したあらわれと見ることができる。結果的に文帝が軍を直接指揮することはなかったが、文帝は軍に赴き指揮に必要な手順を踏むことによつて、自らに軍事指揮権があることを示そうとしたと解されよう<sup>(32)</sup>。この措置は第一節に見た高祖による反乱鎮圧と比較すると、双方とも皇帝自身が軍隊を率いようとする姿勢が共通していることに気づく。しかしながら双方には微妙な違いがある。すなわち、高祖の場合は、自身が直接軍隊を率いないと功臣達及び漢軍をうまく統御することができなかった。一方文帝の場合は、自身が漢軍を率いようとしているのにもかかわらず、

近臣達はそれを諫めて止めさせようとしている。これより文帝期においては高祖期のように皇帝が直接軍隊を指揮する必要はなくなっていたと言えよう。このように高祖と文帝の違いが明確になると、文帝期に皇帝の親征が何故求められなかったのかが、当時の軍事組織をめぐる特質を探る關鍵と言える。では、文帝は何故親征を止められたのか。

この点については前漢建国の功臣達に対する文帝と高祖の關係の違いに注目される。すなわち、文帝三年の匈奴侵攻では灌嬰が軍隊を率い、その後<sup>(33)</sup>に起こった劉興居の反乱では棘蒲侯柴武が大將軍に任命され、一四年の匈奴侵攻では文帝が親征を断念した後、張相如が大將軍に任命されている。<sup>(34)</sup>これらの將軍は高祖の功臣達である。つまり文帝期の外征は、文帝が親征を行おうとするも近臣に諫められ断念するが、その後には建国の功臣が派遣されていることになる。ここで第一節での検討を振り返ると、高祖期、功臣達は高祖に親征を求めている。これは功臣達が高祖との個人的な紐帯によって結ばれていたからである。これに対し文帝は功臣による協議の末、高祖の子の中から選り出されて代国より迎えられたという経緯で即位しているわけで、高祖の功臣達と個人的な紐帯で結ばれているわけではない。白馬の盟の如き「約」によって結ばれていたわけでもない。従って文帝が高祖の功臣を前線に派遣する場合、功

臣達を直接指揮する必要性はない。にもかかわらず文帝が自ら軍に赴き親征を行おうとしたのは、高祖劉邦以来の軍事指揮権に対する認識が文帝にはあったのかもしれない。しかし近臣たちは高祖に対するのと同じような軍事的紐帯の存しない文帝が親征する必要を認めなかったのである。

ここからは前漢軍事組織のひとつの面期を見いだすことができる。秦末の反乱から立ち上がり劉邦集団を率いた高祖の場合は、指揮下の家臣団とは「約」に象徴される個人的紐帯で結ばれており、その個人的紐帯なくしては皇帝が軍隊を動かすことは困難であった。しかし恵帝・呂后期を経て文帝期に至ると、文帝が軍隊を派遣するにあたっては、最早高祖期に必要な個人的紐帯は存せず、それ故に皇帝が親征する必要もなかったのである。実際文帝期に境に、軍事行動があっても皇帝が親征することはなくなった。例えば次代の景帝期を見てみると、景帝三年には諸侯王抑損政策に反発して呉楚七国の乱が起こるが、その際景帝は太尉周亜夫に三六人の將軍の総指揮を任せ、曲周侯酈奇を趙へ、將軍欒布を斉へ向かわせ、大將軍竇嬰を榮陽に駐屯させるとい<sup>(35)</sup>う措置を取り、自身は直接軍隊を指揮することはなかった。このように皇帝が親征せずに將軍を派遣する形式は景帝以降前漢を通じて変わらない。ちなみにこの形式は前漢以前においても同様であった。すなわち、秦

では君主が將軍を任命し、伍制に基づき兵が徴發され、軍隊が組織される。そこには高祖期に必要とされた個人的紐帯などは介在しない。従つて高祖〜文帝期までの軍隊は特殊な状況であつたと言える。これより前漢建國から文帝・景帝期までの軍隊の性質変化は以下のような流れとなる。すなわち、高祖が功臣達とともに前漢を建國したことにより、個人的紐帯が強く意識された軍隊が組織された。これは統一秦以前とは異なる特殊な状況であつた。しかし文帝期を経て以降、ふたたび秦のような伍制に基づき徴集された兵を將軍が指揮する軍隊の組織に回帰していった、と。

前漢軍事組織の性質変化の流れが以上のものとするならば、この延長線上には武帝の對外遠征があると考えられる。景帝が崩御し武帝が即位すると、馬邑の役を契機とし、徐々に對外戦争に積極的になり、對匈奴戦争が一段落した後は、西北・東南・東北へ向けて軍を派遣し始める。周知のごとく、武帝の對外戦争は長期的かつ大規模なもので、軍隊の組織・派遣も前漢では前例のないものであつた。大規模・多方面にわたる軍事行動では、多数の指揮官が必要である。武帝はいわゆる雑号將軍を多数任命して指揮官を増やし、任に当た<sup>36</sup>らせた。このような措置は軍事組織の指揮命令系統が緻密に整備されていなければ実施不能である。また大規模な軍隊を組織するためには綿密な戸

口の把握と、そこから十分な兵を供出させ得る整備された徴發体系が不可欠である。このような軍事制度は、今回考察した文帝期の変化を経て、景帝以後指向される中央集権化とともに整備されていくのであろう。

#### おわりに

以上、前漢初期の各皇帝がどのように軍隊を動かしていたか検討してきた。本稿で論じた内容は以下の通りである。沛県での挙兵から楚漢抗争期を経て前漢高祖期に至るまでは、高祖が一貫して漢軍の総指揮官となつており、例外を除いて他の者が総指揮官となることはなかった。これは当時高祖と軍隊を動かす功臣達の間には「約」に象徴される個人的紐帯が介在しなければならず、功臣達はあくまで高祖に従属する存在だからであつた。そのため高祖が自ら軍隊を指揮しないと命令系統に支障をきたす恐れがあつた。このようなかたちは秦のように君主が將軍を派遣して外征を行うという方式とは大きく異なつていた。高祖期の状況がこのようなものであつたので、惠帝の即位前後において高祖に従軍してきた功臣達が惠帝にそのまま従うかどうかは不透明であり、緊迫した状態となつていた。そのようなか中、功臣達は高祖と「白馬の盟」を結ぶことによつて

前漢王朝との軍事的結びつきを再構築することになり、恵帝にも従属することを了解した。その上で恵帝は長安城建設事業を利用し軍事指揮権を示そうとした。同様に軍隊を直接指揮することができない呂后も長陵建設事業を軍事指揮権誇示の一環した。呂后崩御後、呂氏誅滅を経て即位した文帝は早くから軍事指揮権を示すことに努め、外征の際も高祖と同様に自ら軍隊を指揮する意志を見せた。当時外征において軍隊を指揮するのは残っていた高祖の功臣達であったが、文帝と彼らは高祖のときのような個人的紐帯によつて結ばれている訳ではないので、功臣達は文帝が親征することを求めず、最早皇帝が親征する意味は失われていた。これを画期として景帝以降は皇帝が親征することはなくなり、前漢建国以前の方式に回帰していった。このような歴史的展開を経て、武帝期の大規模軍事行動を支える軍事制度が中央集権化とともに整備されていくのである。

王朝が打倒され、ある集団が新しい国家の中核となつて軍事組織に強い影響力を持ち、その影響力が様々な要因のもと消失していくうちに、王朝に必要な軍隊の組織方式が整備されていくという展開は、ある意味歴史的には当たり前のことのように思われるかもしれない。しかしながら、この展開を前漢初期にあてはめるならば、そこには前漢固有の歴史的背景がある。本稿ではそれを個別具体的に明ら

かにしたつもりである。このように前漢軍事組織には固有の歴史的背景の影響があったとするならば、次に検討しなければならぬのは、このような歴史的展開のなか、軍隊の各官職・組織はどのような性格で、どのように展開していったのかという点であろう。前漢の軍事組織の構造については、以前に若干触れたことはあるが、その性格については改めて検討しなければならぬ。この点に関しては次稿以降触れることにしたい。

## 註

- (1) 周知のごとく、以上のような劉邦集団については、その結びつきがいかなる性質なのかという点をめぐって、西嶋定生・守屋美都雄・増淵龍夫各氏をはじめとして長く議論されてきた問題である。これら劉邦集団をめぐる論争については、西嶋定生『中国古代国家と東アジア世界』附載第一「中国古代帝国形成の一考察―漢の高祖とその功臣―」(東京大学出版会、一九八三年八月)、守屋美都雄『中国古代の家族と国家』第五章「漢の高祖集団について」(東洋史研究会、一九六八年一〇月)、増淵龍夫『中国古代の社会と国家』第一編第一章「漢代における民間秩序の構造と任侠的習俗」、第二編第一章「戦国官僚制の性格」(弘文堂、一九六〇年二月、後に岩波書店、一九九六年二月増補)参照。近年では、李開元『漢帝国の成立と劉邦集団』

(汲古書院、二〇〇〇年三月)、松島隆眞「漢王朝の成立― 爵を手がかりに―」(『東洋史研究』六九―二、二〇一〇年)などが劉邦集団について詳述している。

(2) 注(1) 参照。

(3) 楚漢抗争期の経過については、注(1) 李氏著書参照。

(4) 例えば『史記』卷九五灌嬰列伝に「灌嬰雖少、然數力戰、乃拜灌嬰爲中大夫、令李必・駱甲爲左右校尉、將郎中騎兵擊楚騎於滎陽東、大破之。受詔別擊楚軍後、絶其餉道、起陽武至襄邑」とあり、灌嬰は漢の中大夫として李必・駱甲とともに楚軍の騎兵を撃破した後、漢軍の別働隊として「詔を受け」て楚軍の背後を襲撃している。また前漢建国後、匈奴侵攻及び韓王信の反乱の際も「以車騎將軍從擊反韓王信於代、至馬邑、受詔別降樓煩以北六縣、斬代左相、破胡騎於武泉北」とあるように、車騎將軍として出撃し、漢軍の別働隊として「詔を受け」て樓煩以北の六県を降している。

(5) 梁玉繩『史記志疑』・『史記會注考証』引中井積徳の言に従い「七月」に改めた。

(6) 韓王信の反乱の時期について、梁玉繩『史記志疑』の指摘の通り『史記』卷九三韓信列伝、『漢書』卷一高祖本紀下高祖六年条、同卷一三異姓諸侯王表は「六年」としている。本稿では梁玉繩に従い改めた。

(7) 陳豨の反乱が起こった時期については史料によって異同が甚だしい。本稿ではひとまず高祖本紀の表記に従った。

(8) 『史記』卷九三盧縮列伝に「又得匈奴降者、降者言張勝亡在匈奴、爲燕使。於是上曰「盧縮果反矣」。使樊噲擊燕」と

ある。

(9) この出来事より以前、高祖が太子を廢して戚夫人の子である趙王如意を立てようとした際、高祖を諫めるため張良が連れてきた東園公・角里先生・綺里季・夏黄公の四人のこと。これら四人は長年高祖が求めていた人物であったが、得ることができずにいた。ところが張良の策により、四人は太子の補佐を行うことになった。これを見た高祖は太子の補佐が整ったことに安心し、皇太子の改廢を止めたとされる。

(10) 注(1) 増淵氏著書第一編第四章「戦国秦漢時代における集団の「約」について」。また「約」に関する専論として岡田功「戦国秦漢時代の約と律令について」(『歴史学研究』五三四、一九八四年)がある。

(11) 注(10) 増淵氏論文参照。白馬の盟については、大庭脩『秦漢法制史の研究』第三編第五章「制詔御史長沙王忠其定著令」について(創文社、一九八二年二月)参照。大庭氏は白馬の盟が結ばれた時期を高祖一二年三月とする。ただし注(1) 松島氏論文のように大庭説を疑う論説も存在する。

注(1) 松島氏論文参照。本稿ではひとまず白馬の盟が結ばれた時期を高祖末年とした。また近年楯身智志氏は劉氏一族と功臣が白馬の盟を結ぶことによって「天下」安定を目標とする「運命共同体」として結び付けられたとしている。楯身智志「漢初における郡国制の形成と展開―諸侯王の性質変化をめぐる―」(『古代文化』六二―一、二〇一〇年)参照。

(12) 増淵氏も指摘するように、「盟」と「約」は同義に用いられる。注(10) 増淵氏論文参照。



- (13) 恵帝の家臣に対する働きかけは例えば『漢書』卷二恵帝紀即位年条に「五月丙寅、太子即皇帝位、尊皇后曰皇太后。賜民爵一級。中郎・郎中滿六歲爵三級、四歲二級。外郎滿六歲二級。中郎不滿一歲一級。外郎不滿二歲賜錢萬。宦官・尚食比郎中。謁者・執楯・執戟・武士・騶比外郎。太子御驂乘賜爵五大夫、舍人滿五歲二級。賜給喪事者、二千石錢二萬、六百石以上萬、五百石・二百石以下至佐史五千。視作斥上者、將軍四十金、二千石二十金、六百石以上六金、五百石以下至佐史二金」とあり、楯身智志氏はこれを一連の爵位・金錢の賜与を高祖期に太子に仕えていた者及び高祖に仕えていた者への勤勞報奨と見なしている。楯身智志「前漢における民爵賜与の成立」(『史滴』二八、二〇〇六年) 参照。

- (14) 『漢書』卷二恵帝紀恵帝七年条に「七年冬十月、發車騎・材官詣滎陽、太尉灌嬰將」とある。

- (15) 具体的には、中央徭役が通常徭役の一種なのか臨時徭役なのか、そもそも「中央徭役」といった枠組みが存在したのかという点である。中央徭役に言及する主な論説としては、濱口重國『秦漢隋唐史の研究』第二部第一「踐更と過更―如淳説の批判」、第二「踐更と過更―如淳説の批判」補遺、第三「秦漢時代の徭役労働に関する一問題」(東京大学出版会、一九六六年九月)、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』第四章「徭役・兵役」(汲古書院、一九九三年一月)、高敏『秦漢史探討』「秦漢的徭役制度」(中州古籍出版社、一九九八年九月)、重近啓樹『秦漢税役体系の研究』第四章「徭役の諸形態」(汲古書院、一九九九年三月)、黄今言『秦漢經濟史論

- 考』「漢代徭役制度簡論」(中国社会科学出版社、二〇〇〇年八月)、藤田勝久『中国古代国家と郡県社会』第二編第五章「漢代の徭役労働と兵役」(汲古書院、二〇〇五年一月)、渡邊信一郎『中国古代の財政と国家』第一部第二章「漢代更卒制度の再検討―服虔Ⅱ濱口説批判」、第四章「漢代国家の社会的労働編成」(汲古書院、二〇一〇年九月) など参照。
- (16) 注(15) 藤田氏著書第二編第三章「漢代の漕運事業と郡県社会」。

- (17) 石岡浩「戦国秦の「徭」と軍政―睡虎地秦簡 秦律一八種「徭律」訳注」(『法史学研究会会報』九、二〇〇四年)。

- (18) 睡虎地秦簡についての积文・凶版は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年九月) に、簡番号は雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』(文物出版社、一九八一年九月) によった。

- (19) 石岡氏は徭律訳注のなかで、主に県に置かれる「司空」が従軍している例が見えることから、司空を軍吏と見なし、自説の傍証としている。確かに睡虎地秦簡「秦律雜抄」第三三九―三四三簡に「不當稟軍中而稟者、皆貲二甲、灋(廢)。非吏毆(也)、戍二歲。徒食・敦(屯)長・僕射弗告、貲戍一歲。令・尉・士吏弗得、貲一甲。●軍人買(賣)稟粟所及過縣、貲戍二歲。同車食・敦(屯)長・僕射弗告、戍一歲。縣司空・司空佐史・士吏將者弗得、貲一甲。邦司空一盾」とあるように、司空が従軍している様子が窺えるが、用例が少なく、これよりただちに司空を軍吏と見なすことは慎重になる必要がある。いずれにせよ戍卒の築城業務には県尉が徭役

の責任を負っている様子が見えるので、築城業務が軍事系統により管理されていることは確かである。

(20) ちなみに、踐更といった通常徭役であっても軍事系統が運営したとされる。『史記』卷一三四游侠列伝に「有一人獨箕踞視之、解遣人問其名姓。客欲殺之。解曰「居邑屋至不見敬、是吾德不脩也、彼何罪」。乃陰屬尉史曰「是人、吾所急也、至踐更時脱之」。每至踐更、數過、吏弗求」とある。この記述は前漢武帝期の有名な任侠である郭解にまつわるもので、郭解が自身の屋敷に出入りする者に対し「踐更」を見逃すよう官吏に取りはからせたとされるものである。当時の徭役の一形態である踐更がどのようなものであるか検討する上で重要な史料であるが、ここでは郭解が踐更を見逃すよう取りはからせた官吏というのが「尉史」である点に注目される。ここでの尉史は県尉の属官であり、県の軍事系統に連なる官吏である。これより少なくとも踐更は県尉以下の軍事系統に管理されていたと見なせるのである。なお踐更に関する論説は膨大な数に及ぶ。その主なものは注(15) 山田・重近・藤田各氏の著書にまとめられているので、そちらを参照されたい。各氏が紹介する論説以降の主なものとしては臧知非「從張家山漢簡看「月為更卒」的理解問題」(『蘇州大学学报(哲学社会科学版)』、二〇〇四年第六期)、鷺尾祐子『中国古代の専制国家と民間社会―家族・風俗・公私』第一章「漢代における更卒と正―徭役・兵役制度に関する試論―」(立命館東洋史学会、二〇〇九年一〇月)、広瀬薫雄『秦漢律令研究』第三部第七章「張家山漢簡『二年律令』史律研究」

前漢における皇帝と軍隊の関係について

(汲古書院、二〇一〇年三月)、陳偉「簡牘資料所見西漢前期的「卒更」」(『中国史研究』二〇一〇年第三期) などがある。

(21) 『史記』呂太后本紀惠帝三年条には「三年、方築長安城。四年就半。五年六年城就」とのみ記される。また同卷二二漢興以来将相名臣表惠帝元年欄に「始作長安城西北方」、惠帝三年欄に「初作長安城」とある。

(22) 『史記』呂太后本紀惠帝崩御後の記述に「留侯子張辟彊爲侍中、年十五。……辟彊曰「帝母壯子、太后畏君等。君今請拜呂台・呂産・呂祿爲將、將兵居南北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此則太后心安、君等幸得脱禍矣」。丞相迺如辟彊計。太后説、其哭迺哀。呂氏權由此起」とある。

(23) 陵墓・陵邑については楊寬『中国古代陵寢制度史』(上海人民出版社、二〇〇八年五月) など参照。

(24) ちなみに、陵邑・陵墓の建設に関しては『史記』卷一〇孝文本紀文帝後七年条に「後七年六月己亥、帝崩於未央宮。遺詔曰「……」。令中尉亞夫爲車騎將軍、屬國悍爲將屯將軍、郎中令武爲復土將軍、發近縣見卒萬六千人、發内史卒萬五千人、藏郭・穿・復土屬將軍武」とあるように、文帝崩御の際、その埋葬作業の担い手として、中尉周亞夫が車騎將軍に、典屬國悍が將屯將軍に、郎中令武が復土將軍に任命され、内史周辺の卒が動員されていることが参考になろう。このとき周亞夫達は文帝埋葬に際し將軍に任命されており、特に埋葬の指揮全般は復土將軍に一任されているので、ここから皇帝の埋葬は軍事系統が担っていたことが知られる。

(25) また高祖の陵墓・陵邑である長陵に関する事業を行うこと

は、高祖の權威をよりどころにして自らの權威づけを行う意味も含まれていると解することもできる。

- (26) 呂氏誅滅については、南北軍の掌握をめぐって展開されていることから、南北軍の検討のなかで詳述されている。主なものとして、賀昌群「漢初之南北軍」(『中国社会経済史集刊』五一、一九三六年)、注(15)濱口氏著書第一部第五「前漢の南北軍について」、第六「兩漢の中央諸軍について」、勞榦「論漢代的衛尉与中尉兼論南北軍制度」(『勞榦學術論文集』下、芸文印書館、一九七六年)、熊鉄基『秦漢軍事制度史』(広西人民出版社、一九九〇年五月)、郭茵「漢初の南北軍―諸呂の乱を手がかりに―」(『東洋学報』八二―四、二〇〇一年)など参照。

- (27) 鷲尾祐子「前漢祖宗廟制度の研究」(『立命館文学』五七七、二〇〇二年)、楯身智志「漢初高祖功臣位次考―前漢前半期における宗廟制度の展開と高祖功臣列侯の推移―」(『東洋学報』九〇―四、二〇〇九年)、鈴木直美「収帑諸相坐律令」撤廃考―文帝の即位事情と賜爵を中心にして―(『東方学』一一一、二〇一一年)。

- (28) 『史記』孝文本紀文帝即位年条に「皇帝即日夕入未央宮。乃夜拜宋昌爲衛將軍、鎮撫南北軍。以張武爲郎中令、行殿中」とある。

- (29) このときの匈奴との関係については、池田雄一「中国古代の聚落と地方行政」聚落編第十一章「漢代の北部経営―初県の環境Ⅰ―」(汲古書院、二〇〇二年五月)参照。

- (30) 『史記』卷五二齊悼惠王世家に「章死、而興居聞匈奴大入

漢、漢多發兵、使丞相灌嬰擊之、文帝親幸太原、以爲天子自擊胡、遂發兵反於濟北」とある。

- (31) この点については大庭脩氏が用例を集めて詳述している。注(11)大庭氏著書第四篇第一章「前漢の將軍」参照。
- (32) ちなみに文帝後六年の匈奴侵攻の際も『史記』卷五七絳侯周勃世家に「文帝之後六年、匈奴大入邊。乃以宗正劉禮爲將軍、軍霸上。祝茲侯徐厲爲將軍、軍棘門。以河內守亞夫爲將軍、軍細柳、以備胡。上自勞軍」とあり、文帝は各地に駐屯させた軍に自ら慰勞に赴いている。
- (33) 『漢書』卷四文帝紀文帝三年条に「於是詔罷丞相兵、以棘蒲侯柴武爲大將軍、將四將軍十萬眾擊之」とある。
- (34) 『漢書』卷四文帝紀文帝一四年条に「於是以前漢陽侯張相如爲大將軍、成侯赤爲內史、樂布爲將軍、擊匈奴」とある。
- (35) 『史記』卷一〇六吳王濞列伝に「七國反書聞天子、天子乃遣太尉條侯周亞夫將三十六將軍、往擊吳楚。遣曲周侯酈寄擊趙。將軍樂布擊齊。大將軍竇嬰屯滎陽、監齊趙兵」とある。この際、『漢書』卷四九鼂錯伝に「後十餘日、吳楚七國俱反、以誅錯爲名。上與錯議出軍事、錯欲令上自將兵、而身居守」とあり、鼂錯の個人的な意見ながらも景帝が直接漢軍を指揮すべきことが議論されている。
- (36) いわゆる雑号將軍については、注(32)大庭氏論文参照。
- (37) 拙稿「前漢初期における県の軍事組織について」(『史観』一六一、二〇〇九年)参照。